

佐賀県告示第 108 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 25 年 3 月 22 日

佐賀県知事 古 川 康

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東松浦郡玄海町大字今村字値賀崎 3939 番 2、3985 番 1、字先部 3986 番 1、
字浅湖 4159 番 1、4159 番 2、4162 番 3

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 解除の理由

発電設備用地とするため

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東松浦郡玄海町大字今村字先部 3986 番 1、3988 番 1

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

発電設備用地とするため